

## 健康応援コーナー業務特記仕様書

### 1 総則

指定管理者が管理運営仕様書に定める健康応援コーナー管理運営業務を実施するに当たり、同コーナーの目的や業務内容、健康測定機器等の配置等に関し必要な事項について次のとおり定める。

### 2 健康応援コーナーの趣旨

健康応援コーナー（以下「コーナー」という。）は、利用者が身近に健康について学び、実践につなげることができる場とすることを目的とし、健康づくり等に関する情報の発信を行うとともに、利用者が気軽にヘルスチェックが行えるよう健康測定機器等（以下「機器等」という。）を設置する。

### 3 健康づくり等に関する情報発信

(1) 指定管理者は、コーナーにおいて、利用者に対し健康づくり等に関する啓発や情報発信を行うこと。

(2) テーマや内容については、指定管理者の提案により市との協議のうえで決定するものとする。なお、実施に当たっては、次の点に留意すること。

ア パネルや模型等の媒体を活用するなど、利用者が視覚的・体感的に楽しめるものとなるよう工夫すること

イ 国、大阪府及び吹田市が推進する健康増進施策とも調和を図ること

ウ テーマや内容の定期的な更新に努めること

### 4 健康測定機器等の設置

(1) 指定管理者は、機器等を設置し、利用者の用に供するとともに、当該機器等の案内、操作説明、計測結果についての助言等を行うこと。

(2) コーナーに配置する機器等については、概ね以下に掲げるものを想定しているが、具体的な機器等の種類及び台数については、指定管理者の提案により、市と協議のうえで決定するものとする。

ア 体組成計（体重、BMI、体脂肪率、脂肪量、内臓脂肪レベル、筋肉量、基礎代謝量、体水分量、体水分率、推定骨量等が測定できるもの）

イ 全自動血圧計（上腕式）

ウ その他利用者がヘルスチェックを行うことができるもの、又は利用者の健康づくり等への意識の向上に資するもの（同様の機能を有したタブレット端末等の機器でも可）

(例) 血管年齢・骨年齢測定器、ストレスチェック、食生活改善プログラム、乳がん触診モデル 等

- (3) コーナーが、健康に関わる幅広いテーマについて「身近に健康について学び、実践につながる場」となるよう、十分な配慮の下、機器等については、多種・多様な機器を設置するよう努めるとともに、利用者が平易に使用できるものを選定するよう努めること。また、IoTを活用した機器の選定など、利用者が楽しみながら使用できる工夫についても積極的に検討すること。本コーナーが図書館閲覧室の一角にあることに鑑み、騒音・振動に配慮すること。

## 5 機器等の管理

- (1) 機器等については、指定管理料によりリース契約、購入のいずれかで調達するものとする。調達に当たっては、それぞれの機器等の特性を踏まえながら適切な方法により調達すること。なお、指定管理料により購入した場合における機器等の取扱いについては、募集要項第4「5 備品等の帰属」に基づくものとする。
- (2) 健康応援コーナーの効用を高めるため、指定管理料とは別に、指定管理者自らの負担により機器等を調達できることとする。その場合は、吹田市とあらかじめ協議し、その承諾を得ること。
- (3) 調達した機器等については、健康応援コーナーに設置し、利用者がいつでも自由に利用できるよう適切に管理を行うこと。ただし、健康増進事業等において、機器等を使用する必要がある場合や次号に掲げる場合には、一時的にコーナーから移動しても差支えない。
- (4) 指定管理者は、吹田市から健康づくり等に関するイベントの実施、出展等に伴う啓発媒体や機器等の求めがあった場合、協議のうえ、本業務に支障のない範囲において、使用できるよう配慮すること。